

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	15,000,000
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	135,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	16,515,000

(注) 1 当事業年度末現在において、「当会社の発行する株式の総数は、16,766,933株とし、このうち15,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、249,933株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款(平成16年6月29日変更)に定めております。

なお、定款変更後当事業年度の末日までに第一種優先株式32,000株、第三種優先株式105,000株、第四種優先株式114,933株がそれぞれ普通株式に転換されております。

2 平成18年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当会社の発行可能株式総数は、16,515,000株とする。」、「当会社の発行可能種類株式総数は、普通株式が15,000,000株、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が100,000株、第三種優先株式が695,000株、第四種優先株式が135,000株、第五種優先株式が250,000株、第六種優先株式が300,000株とする。」旨定めております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年 3 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年 6 月30日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	7,424,172.77	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら 限定のない当社にお ける標準となる株式 (注) 1
第一種優先株式	35,000	—	—	
第二種優先株式	100,000	67,000	—	(注) 1 , 2
第三種優先株式	695,000	同左	—	(注) 1 , 3
第 1 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 2 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 3 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 4 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 5 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 6 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 7 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 8 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 9 回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注) 1 , 4
第 1 回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注) 5
計	8,374,273.77	8,306,273.77	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき14,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ホ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第二種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当社は、第二種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(ヘ)取得請求

第二種優先株主は、普通株式の交付と引換えに第二種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得の条件

①取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は942,500円とする。

②取得請求権行使価額の修正

取得請求権行使価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後取得請求権行使価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後取得請求権行使価額が942,500円(以下「下限取得請求権行使価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額は③に準じて調整される。

①取得請求権行使価額の調整

- ②第二種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記の算式(以下「取得請求権行使価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}} \right)}{1}$$

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、取得請求権行使価額調整式により算出される調整後取得請求権行使価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後取得請求権行使価額とする。

- ()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- ()株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合
株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合において、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)が、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- ()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該株式の取得を請求する権利もしくは当会社が当該株式を取得することができる旨の条項が付された株式(以下「転換型株式」という)、または、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって当会社に普通株式の交付を請求することができる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に基準日を設けて割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは、転換型株式の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換型株式の取得または新株予約権行使の結果交付された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ③合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記②に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ④取得請求権行使価額調整式で使用する時価は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記②により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記②に準じて調整される。
- ⑤取得請求権行使価額調整式で使用する調整前取得請求権行使価額は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- ⑥取得請求権行使価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。

⑤第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求権行使のために提出した第二種優先株式の払込金相当額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

⑥第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

⑦取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑧取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書および第二種優先株式の株券が上記⑦の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

⑨当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第二種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、第二種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

⑩前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

3 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当会社は、剰余金の配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録株式質権者(以下「第三種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

(b) ある事業年度において、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(c) 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当会社は、中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき6,850円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当会社は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

(b) 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ホ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(a) 当会社は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第三種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(c) 当社は、第三種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(ヘ)取得請求

第三種優先株主は、普通株式の交付と引換えに第三種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

当社の設立の日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得の条件

①取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は826,900円とする。

②取得請求権行使価額の修正

取得請求権行使価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後取得請求権行使価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後取得請求権行使価額が248,500円(以下「下限取得請求権行使価額」という。ただし、下記④により調整される)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。

③取得請求権行使価額の調整

④第三種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記の算式(以下「取得請求権行使価額調整式」という)により調整される。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、取得請求権行使価額調整式により算出される調整後取得請求権行使価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後取得請求権行使価額とする。

()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

()株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合において、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)が、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社の当該株式の取得を請求する権利もしくは当社が当該株式を取得することができる旨の条項が付された株式(以下「転換型株式」という)、または、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に基準日を設けて割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは、転換型株式の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の

全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使に際しての払込金額が、転換型株式の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合には、転換型株式にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に基づく取得が可能となる最初の日または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後取得請求権行使価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

- ⑩ただし、上記⑨に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記⑨により修正された修正後取得請求権行使価額を調整前取得請求権行使価額として調整後取得請求権行使価額を算出し、当該修正前取得請求権行使価額については調整を行わないものとする。
- ㉑合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ㉒取得請求権行使価額調整式で使用する時価は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記㉑()ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ㉓取得請求権行使価額調整式で使用する調整前取得請求権行使価額は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- ㉔取得請求権行使価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。
- ㉕取得請求権行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記㉑()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記㉑()の場合には0円、上記㉑()の場合には当該取得請求権行使価額または新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。
- ㉖下限取得請求権行使価額の調整
上記㉑により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記㉑㉒により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記㉑㉒に定める場合には、調整後下限取得請求権行使価額は当該修正日以降これを適用するものとする。
- ㉗第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が取得請求権行使のために提出した第三種優先株式の払込金相当額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

- ㉘第三種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

- ㉙取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

- ㉚取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書および第三種優先株式の株券が上記㉙の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

- ①当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第三種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、第三種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を258,330円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。
- ②前項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。
- 4 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式、第8回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「第1-12回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。
- (イ)優先配当金
- (a) 当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1-12回第四種優先株式を有する株主(以下「第1-12回第四種優先株主」という)または第1-12回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第1-12回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (ロ)優先中間配当金
- 当会社は、中間配当を行うときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。
- (ハ)残余財産の分配
- (a) 当会社は、残余財産を分配するときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (ニ)議決権
- 第1-12回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。
- (ホ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- (a) 当会社は、法令に定める場合を除き、第1-12回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当会社は、第1-12回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当会社は、第1-12回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (ヘ)取得請求
- 第1-12回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに第1-12回第四種優先株式の取得を請求することができる。
- 取得請求期間
平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

取得の条件

①取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は320,700円とする。

②取得請求権行使価額の修正

第1-12回第四種優先株主が当会社に対し第1-12回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、()修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、()修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が105,700円(ただし、下記④により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記④により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額は④に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該第1-12回第四種優先株式についてのみ適用される。

③取得請求権行使価額の調整

④第1-12回第四種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。

()下記()ないし()に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新たに発行もしくは処分され} \\ \text{た普通株式数または転換型証} \\ \text{券(下記()に定義される)も} \\ \text{しくは新株予約権(下記()に} \\ \text{定義される)に関する計算の場} \\ \text{合は、取得請求権の行使もし} \\ \text{しくは取得条項の定める事由の} \\ \text{発生または新株予約権の行使} \\ \text{により交付され得る普通株式} \\ \text{数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{時価} \\ \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数} \\ \text{または転換型証券(下記()に定義される)} \\ \text{もしくは新株予約権(下記()に定義され} \\ \text{る)に関する計算の場合は、取得請求権の} \\ \text{行使もしくは取得条項の定める事由の発生} \\ \text{または新株予約権の行使により交付され得} \\ \text{る普通株式数} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{普通株式1株} \\ \text{あたりの払込} \\ \text{金額(新株予約} \\ \text{権の行使に際} \\ \text{して出資され} \\ \text{る財産の価額} \\ \text{を含む)} \end{array}$$

()下記()に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{時価} \\ \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記} \\ \text{()に定義される)または債務証書もしくは資産の分配} \\ \text{に関する基準日(権利を有する株主を確定するために} \\ \text{定められた日を以下「基準日」という)(下記()に定} \\ \text{義される)における適正市場価格(*)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{時価} \end{array}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当会社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

() 下記()に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記()に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当会社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記()において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数}))}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数 - (下記()に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当会社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

- () 当会社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(1)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- () 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(1)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- () 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該第1-12回第四種優先株式と同時に発行される他の第1-12回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

取得請求権行使価額は、上記()に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、

かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、第1-12回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本()に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、第1-12回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

第1-12回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、第1-12回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- () 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記()に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による
 剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株
 あたりの金銭による剰余金の配当の合計額
 対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株
 式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値

$$\frac{\text{対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額}}{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}} \times 100\%$$

() 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式 1 株あたりの時価を上回る 1 株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および端株買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の 1 株あたりの時価を上回る普通株式 1 株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記()に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

①株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記④に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。

②取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記④に準じて調整される。

③取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。

④取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。

⑤取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式 1 株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記④()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記④()の場合には 0 円、上記④()の場合には普通株式 1 株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式 1 株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

⑥本⑥(上記③を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および()剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ()償還可能ではない株式が含まれるものとする。

⑦上記⑥により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記⑥により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記⑥に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。

⑧第 1 -12 回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

第 1 -12 回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{第1-12回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1-12回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した第1-12回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

第 1 -12 回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数は、会社法第167条第 3 項の規定によりこれを取り扱う。

なお、本⑧に従う限り、いかなる数の第 1 -12 回第四種優先株式を有していたとしても、その第 1 -12 回第四種優先株主 1 人が行う 1 回の取得請求により、普通株式 1 株に満たない部分は 1 つより多くは生じない。

④第1-12回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

⑤取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑥取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書および第1-12回第四種優先株式の株券が上記⑤の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

⑦当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第1-12回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、第1-12回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各第1-12回第四種優先株式1株の払込金額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

⑧前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(ト)発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに第1-12回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(チ)保有期間その他第1-12回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「第1-12回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する第1-12回第四種優先株式につき、以下の制限に従うことを約している。

(a) 第1-12回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わない。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、第1-12回第四種優先株式引受契約書に従い、第1-12回第四種優先株式を譲渡した場合には、第1-12回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該第1-12回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

(b) 発行後2年間は、一定の場合を除き、当会社普通株式の交付と引換えに第1-12回第四種優先株式の取得請求を行わない。

(c) 第1-12回第四種優先株式の取得請求により交付された当会社普通株式の譲渡その他の処分は、払込期日後2年目の応当日の前日までは一定の場合を除きこれを行わず、払込期日後2年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総交付株式数の3分の1の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当会社普通株式につきこれを行わず、払込期日後3年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総交付株式数の3分の2の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当会社普通株式につきこれを行わない。

総交付株式数とは、それまでに第1-12回第四種優先株式の取得請求により交付された当会社普通株式の数と、残存している第1-12回第四種優先株式の全てがその時点において適用のある取得請求権行使価額で取得請求された場合に交付されるであろう当会社普通株式の数の合計をいう。

5 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)取得条項

当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(ホ)議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(ト)発行の方法

第三者割当ての方法により、適格機関投資家(証券取引法に定義される)に割り当てる。

(チ)第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容

割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	事業年度末現在 (平成18年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年 5月31日)
新株予約権の数	1,215個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,215株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 669,775円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6月28日から 平成24年 6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 669,775円 資本組入額 334,888円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使 時において当社または株式 会社三井住友銀行の役職員 の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退 任、定年退職その他当社取 締役会が正当な理由がある と認めた場合は、当社また は株式会社三井住友銀行の 役職員の地位を失った後も 5年間に限り新株予約権を 行使できる。 新株予約権者が死亡した場 合には、その相続人が新株 予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、取締役会の承認を要す る。	同左

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 1 株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成14年12月2日	—	6,676,424.39	—	1,000,000,000	—	1,496,547,508
平成15年2月3日 (注)1	86,576.53	6,763,000.92	—	1,000,000,000	3,069,000	1,499,616,508
平成15年2月8日 (注)2	50,100	6,813,100.92	75,150,000	1,075,150,000	75,150,000	1,574,766,508
平成15年3月12日 (注)3	115,000	6,928,100.92	172,500,000	1,247,650,000	172,500,000	1,747,266,508
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日 (注)4	8.61	6,928,109.53	—	1,247,650,000	—	1,747,266,508
平成15年8月8日 (注)5	—	6,928,109.53	—	1,247,650,000	499,503,848	1,247,762,659
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)6	332,869.96	7,260,979.49	—	1,247,650,000	—	1,247,762,659
平成17年3月29日 (注)7	70,001	7,330,980.49	105,001,500	1,352,651,500	105,001,500	1,352,764,159
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注)8	922,593.28	8,253,573.77	—	1,352,651,500	—	1,352,764,159
平成18年1月31日 (注)9	80,000	8,333,573.77	45,220,000	1,397,871,500	45,220,000	1,397,984,159
平成18年2月28日 (注)10	40,700	8,374,273.77	23,005,675	1,420,877,175	23,005,675	1,420,989,834

- (注) 1 株式会社日本総研ホールディングズとの合併による普通株式の増加(合併比率 1 : 0.021)
2 有償第三者割当 第1-12回第四種優先株式 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
3 有償第三者割当 第13回第四種優先株式 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
4 第13回第四種優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式が1株減少し、普通株式が9.61株増加いたしました。
5 商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
6 優先株式の普通株式への転換により、第一種優先株式が32,000株、第三種優先株式が105,000株、第13回第四種優先株式が7,912株それぞれ減少し、普通株式が477,781.96株増加いたしました。
7 有償第三者割当 第1回第六種優先株式 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
8 優先株式の普通株式への転換により、第13回第四種優先株式が107,087株減少し、普通株式が1,029,680.28株増加いたしました。
9 有償一般募集 普通株式 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
10 有償第三者割当 普通株式 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
11 平成18年5月17日に、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が33,000株減少いたしました。

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(平成18年3月31日現在)

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	7	484	100	8,147	1,012	46	177,756	187,552	—
所有株式数 (株)	4,897	2,215,452	72,400	1,486,787	2,926,447	203	691,709	7,397,895	26,277.77
所有株式数 の割合(%)	0.06	29.95	0.98	20.10	39.56	0.00	9.35	100.00	—

- (注) 1 自己株式6,307.15株は「個人その他」に6,307株、「端株の状況」に0.15株含まれております。
2 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、585株含まれております。

第一種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

（平成18年3月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	35,000	—	—	—	—	—	35,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

第二種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	100,000	—	—	—	—	—	100,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

第三種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の状況	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	695,000	—	—	—	—	—	695,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

第 1 回第四種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

（平成16年3月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第2回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第3回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第4回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第5回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第 6 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第 7 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第 8 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第 9 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

（平成18年3月31日現在）

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第10回第四種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第11回第四種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第12回第四種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第 1 回第六種優先株式

(平成18年 3月31日現在)

(平成16年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	4	—	—	—	—	—	4	—
所有株式数 (株)	—	70,001	—	—	—	—	—	70,001	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(5) 【大株主の状況】
普通株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	462,242.00	6.22
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	457,238.00	6.15
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	154,388.42	2.07
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	154,035.00	2.07
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	145,702.00	1.96
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	98,904.00	1.33
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	97,400.00	1.31
資産管理サービス信託銀行株式 会社(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	90,431.00	1.21
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	79,992.00	1.07
ジェービーエムシービー ユー エスエー レジデンス ペンシ ョン ジャスデック レンド 385051 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	73,866.00	0.99
計	—	1,814,198.42	24.43

第一種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	35,000	100.00
計	—	35,000	100.00

第二種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

第三種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	695,000	100.00
計	—	695,000	100.00

第1回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第2回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第3回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第4回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第5回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第 6 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第 7 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第 8 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第 9 回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第10回第四種優先株式

(平成18年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第11回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第12回第四種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第1回第六種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	23,334	33.33
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	20,000	28.57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	16,667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	10,000	14.29
計	—	70,001	100.00

(注) 1 野村證券株式会社から平成17年5月13日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成17年4月30日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 野村證券株式会社(他共同保有者4名)
保有株券等の数 163,908株(共同保有者分を含む。)
株券等保有割合 2.61%

2 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店から平成17年5月13日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成17年4月30日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店(他共同保有者4名)
保有株券等の数 363,743株(共同保有者分を含む。潜在株式7,428株を含む)
株券等保有割合 4.96%

- 3 フィデリティ投信株式会社から平成17年7月15日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成17年6月30日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 フィデリティ投信株式会社
 保有株券等の数 270,202株
 株券等保有割合 3.32%

- 4 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから平成17年11月14日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成17年10月31日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー
 (他共同保有者4名)
 保有株券等の数 354,360株(共同保有者分を含む。)
 株券等保有割合 4.85%

- 5 株式会社りそなホールディングスから平成18年3月31日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成18年3月28日現在で普通株式及び優先株式を保有している旨の報告を受けました。同変更報告書には株式会社整理回収機構が共同保有者として記載されており、同社の保有株式数の内容は当社の当事業年度末における優先株式の株主名簿上の記載内容と一致しておりますが、それ以外の保有株式数(全て普通株式)については、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容(除く株式会社整理回収機構保有分)は次のとおりであります。

大量保有者名 りそな信託銀行株式会社(他共同保有者1名)
 保有株券等の数 71,857株(共同保有者分を含む。)
 株券等保有割合 0.86%

- 6 第1 - 12回第四種優先株式は、株式売買により、次のとおり株主が異動しております。

	前事業年度末	当事業年度末
第1 - 4回第四種優先株式	ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク
第5 - 12回第四種優先株式	ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション	ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成18年 3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 950,101	—	(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,307 (相互保有株式) 普通株式 7,315	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,384,273	7,384,273	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注) 1
端株	普通株式 26,277.77	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注) 2, 3
発行済株式総数	8,374,273.77	—	—
総株主の議決権	—	7,384,273	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、585株(議決権585個)含まれております。

2 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.15株が含まれております。

3 「端株」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が0.60株含まれております。

【自己株式等】

(平成18年 3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	6,307	—	6,307	0.08
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番1号	7,315	—	7,315	0.09
計	—	13,622	—	13,622	0.18

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行しておりましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役職員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(注) 1 決議年月日は、株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

3 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式及び優先株式

イ【定時総会決議による買受けの状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (平成17年6月29日決議)	普通株式	上限 500,000	上限 300,000,000,000
	第一種優先株式	上限 35,000	上限 300,000,000,000
	第二種優先株式	上限 100,000	上限 300,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 300,000,000,000
	—	合算上限 1,330,000	合算上限 300,000,000,000
前決議期間における 取得自己株式	普通株式	—	—
	第一種優先株式	35,000	141,960,000,000
	第二種優先株式	33,000	133,956,900,000
	第三種優先株式	—	—
	—	68,000	275,916,900,000
残存授權株式の総数及び 価額の総額	普通株式	上限 500,000	上限 300,000,000,000
	第一種優先株式	—	上限 158,040,000,000
	第二種優先株式	上限 67,000	上限 166,043,100,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 300,000,000,000
	—	合算上限 1,262,000	合算上限 24,083,100,000
未行使割合(%)	普通株式	100.00	100.00
	第一種優先株式	—	52.68
	第二種優先株式	67.00	55.34
	第三種優先株式	100.00	100.00
	—	94.88	8.02

- (注) 1 第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式につきましては、株主である株式会社整理回収機構から取得するものとしております。
- 2 経済情勢及び市場動向等の経営環境を総合的に勘案して、第一種優先株式及び第二種優先株式の買受けを実施し、普通株式及び第三種優先株式の買受けを実施しなかった結果、株式数の未行使割合が50%以上となっております。
- 3 当該授權株式数のうち、普通株式の授權株式数を前定時株主総会終結日現在の発行済普通株式数で除した割合は6.89%、優先株式の授權株式数を前定時株主総会終結日現在の各種優先株式の発行済株式数で除した割合は86.85%であります。

ロ【子会社からの買受けの状況】

(平成18年 6 月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (一年一月一日決議)	—	—	—
前決議期間における 取得自己株式	—	—	—
残存決議株式数及び 価額の総額	—	—	—
未行使割合(%)	—	—	—

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

(平成18年 6 月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (一年一月一日決議)	—	—	—
前決議期間における 取得自己株式	—	—	—
残存決議株式数及び 価額の総額	—	—	—
未行使割合(%)	—	—	—

ニ【取得自己株式の処理状況】

(平成18年 6 月29日現在)

区分	株式の種類	処分、消却又は 移転株式数(株)	処分価額の総額(円)
新株式発行に関する手続きを準用する 処分を行った取得自己株式	普通株式	400,000	267,347,707,400
消却の処分を行った取得自己株式	第一種優先株式	35,000	141,960,000,000
	第二種優先株式	33,000	133,956,900,000
	—	68,000	275,916,900,000
合併、株式交換、会社分割に係る 取得自己株式の移転	—	—	—

ホ【自己株式の保有状況】

(平成18年 6 月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)
保有自己株式数	普通株式	805

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	普通株式	上限 1,000,000	上限 1,200,000,000,000
	第二種優先株式	上限 67,000	上限 1,200,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 1,200,000,000,000
	—	合算上限 1,762,000	合算上限 1,200,000,000,000

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金1兆円を減少し、その他資本剰余金に振り替える旨、当定時株主総会において別途決議しており、当該資本準備金減少の効力発生を条件として、会社法第155条第3号及び第156条第1項の規定に基づき自己株式の取得枠を設定するものとしております。

なお、自己株式を取得することができる期間は、平成18年8月11日から平成19年5月31日までとしております。

2 当該授権株式数のうち、普通株式の授権株式数を当定時株主総会終結日現在の発行済普通株式数で除した割合は13.46%、優先株式の授権株式数を当定時株主総会終結日現在の各種優先株式の発行済株式総数で除した割合は86.38%であります。

なお、当定時株主総会終結日現在の発行済普通株式数並びに各種優先株式の発行済株式総数には、平成18年6月1日から当定時株主総会終結日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則って利益配分を行う方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社グループ全体の内部留保の水準を勘案し、社外流出を抑制して自己資本の充実を図る必要があることから、普通株式は前事業年度末と同じく1株当たり3,000円といたしました。また、各種優先株式は、それぞれ所定の金額といたしました。

なお、中間配当は実施しておりません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近4年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	452,000	780,000	854,000	1,370,000
最低(円)	206,000	162,000	599,000	659,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成17年10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月
最高(円)	1,100,000	1,230,000	1,300,000	1,370,000	1,370,000	1,310,000
最低(円)	954,000	1,080,000	1,120,000	1,120,000	1,220,000	1,200,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

5 【役員の状況】

(平成18年6月30日現在)

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	奥 正 之	昭和19年12月2日生	昭和43年4月 株式会社住友銀行入行 平成6年6月 同取締役 平成10年11月 同常務取締役 平成11年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年1月 同専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 平成15年6月 同取締役退任 平成17年6月 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現職) 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員(現職)	22
取締役社長 (代表取締役)	北 山 禎 介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月 株式会社三井銀行入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成12年4月 同常務執行役員 平成12年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務取締役兼常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成16年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 平成16年6月 株式会社三井住友銀行取締役辞任 平成16年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 平成17年6月 同取締役社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役会長(現職)	15
取締役副社長 (代表取締役)	西 山 茂	昭和23年3月4日生	昭和46年6月 株式会社三井銀行入行 平成12年4月 株式会社さくら銀行執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成14年6月 同常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 平成16年4月 同常務取締役兼常務執行役員 平成17年6月 同専務取締役兼専務執行役員 平成17年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 平成18年4月 株式会社三井住友銀行取締役 平成18年6月 同取締役退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長(現職)	14
取締役	平 澤 正 英	昭和22年9月15日生	昭和45年4月 株式会社住友銀行入行 平成9年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年1月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成16年4月 同専務取締役兼専務執行役員 平成17年6月 同副頭取兼副頭取執行役員 平成18年4月 同取締役兼副頭取執行役員(現職)	15

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
取締役	遠 藤 修	昭和24年12月1日生	昭和47年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	7
取締役	種 橋 潤 治	昭和25年7月22日生	昭和48年4月 平成13年4月 平成14年6月 平成14年6月 平成14年12月 平成15年3月 平成16年1月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行財務企画部長 同経営企画部長 同執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ企画部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	11
取締役	山 内 悦 嗣	昭和12年6月30日生	昭和37年12月 昭和61年9月 平成3年10月 平成5年10月 平成11年5月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成14年12月 平成14年12月 平成17年6月	アーサーアンダーセン入社 同社日本代表 英和監査法人 統括代表 井上斎藤英和監査法人 理事長 朝日監査法人 専務理事 アーサーアンダーセン 日本副代表 朝日監査法人 専務理事退任 同社退職 アーサーアンダーセン退職 株式会社住友銀行取締役 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	—
取締役	山 川 洋一郎	昭和16年7月21日生	昭和41年4月 昭和54年4月 (昭和59年4月) 平成3年9月 平成4年10月 平成13年6月 平成14年12月 平成14年12月 平成17年6月	弁護士登録(現職) 古賀・吉川・山川・中川法律事務所パートナー(現職) (上記事務所の名称を「古賀総合法律事務所」と改称) ミシガン大学ロースクール客員教授 同大学ロースクール客員教授退任 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
取締役	横 山 禎 徳	昭和17年 9月16日生	昭和41年 4月 昭和48年 9月 昭和50年 9月 昭和62年 7月 平成14年 6月 平成14年 6月 平成15年 4月 平成18年 6月	前川國男建築設計事務所入所 デイベス・プロディ アンド アソシエーツ入 所 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入 社 同社ディレクター(シニア・パートナー) 同社退職 オリックス株式会社取締役(現職) 株式会社産業再生機構監査役(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締 役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	—
常任監査役	楠 守 雄	昭和21年11月 4日生	昭和45年 4月 平成10年 6月 平成11年 6月 平成11年 6月 平成12年 4月 平成13年 4月 平成15年 3月 平成15年 6月 平成16年 4月 平成17年 6月 平成18年 6月	株式会社神戸銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わか しお銀行)常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同取締役退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締 役副社長 同取締役辞任 同常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	11
常任監査役	小 林 貞 雄	昭和24年 6月 9日生	昭和47年 4月 平成12年 4月 平成13年 4月 平成15年 3月 平成15年 6月 平成15年 6月 平成18年 6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 アジア本部長 委嘱 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わか しお銀行)執行役員 アジア本部長委嘱 同執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任 監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役 同監査役辞任	19
監査役	大 西 勝 也	昭和 3 年 9月10日生	昭和28年 4月 昭和63年 2月 平成元年11月 平成 3 年 5月 平成10年 9月 平成10年11月 平成12年 6月 平成13年 4月 平成14年12月 平成15年 3月	京都地方裁判所判事補任官 最高裁判所事務総長 東京高等裁判所長官 最高裁判所判事 退官 弁護士登録(現職) 株式会社住友銀行監査役 株式会社三井住友銀行監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査 役(現職) 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わか しお銀行)監査役(現職)	—
監査役	荒 木 浩	昭和 6 年 4月18日生	昭和29年 4月 平成 5 年 6月 平成11年 6月 平成14年 9月 平成16年 6月 平成18年 6月	東京電力株式会社入社 同社取締役社長 同社取締役会長 同社顧問(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査 役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
監査役	宇 野 郁 夫	昭和10年1月4日生	昭和34年3月 平成9年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月	日本生命保険相互会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査 役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	—
計					114

(注) 1 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎、同 横山禎徳の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役 大西勝也、同 荒木 浩、同 宇野郁夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つと考えております。

< 経営理念 >

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の持続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

経営理念に掲げる考え方について、グループでの共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を経営理念に基づき定め、当社グループの全役職員に周知・浸透を図っております。

< 行動規範 >

- 株主価値の増大に努めると同時に、顧客、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。
- 知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力ある価格で提供する。
- お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。
- 「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。
- 先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。
- 多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。
- 能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

(役員の状況)

当社では監査役制度を採用しております。

役員は取締役9名、監査役5名の体制となっており、このうち取締役3名、監査役3名は社外からの選任であります(平成18年6月末現在)。

社外取締役には、当社の業務執行に関し、適法性・妥当性確保の観点から専門家(公認会計士・弁護士・経営コンサルタント経験者)を選任しております。

(取締役会・監査役)

取締役会は原則として月1回開催されておりますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、業務全般を統括する取締役社長との分担を図っております。

また、取締役会の機能を補完するため、取締役会の内部には「監査委員会」、「リスク管理委員会」、「報酬委員会」及び「人事委員会」という4つの委員会を設けておりますが、社外取締役はすべての内部委員会の委員(監査委員会及び報酬委員会は社外取締役が委員長)に就任しており、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

○監査委員会(原則四半期に1回開催)

グループ全体の内部監査に関する重要な事項を審議します。

○リスク管理委員会(必要に応じて随時開催)

グループ全体のリスク管理及びコンプライアンスに関する重要な事項を審議します。

○報酬委員会(必要に応じて随時開催)

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議します。

- ・報酬及び賞与に関する事項
- ・その他報酬に関する重要事項

○人事委員会(必要に応じて随時開催)

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役に関する次の事項等を審議します。

- ・取締役候補者の選定に関する事項
- ・役付取締役の選任及び代表取締役の選任に関する事項
- ・その他取締役の人事に関する重要事項

監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。当社は監査役による監督・監視機能を重視しており、役付取締役経験者を常勤監査役に選任しているほか、監査役から経営者への提言等を含めた意見交換を定期的に行うなど、監査役監査の実効性向上を図っております。

(業務執行)

取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しております。同会議は取締役社長が主宰し、取締役社長が指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえて採否を決定したうえで執行しております。さらに、グループ経営会議の一部として「内部監査会議」を設置し、グループ経営会議を構成する役員に内部監査部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行っております。

また、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、株式会社三井住友銀行については、当社の取締役9名(うち社外3名)のうち、8名(うち社外3名)が同行の取締役を兼務することを通じて、業務執行状況の監督を行っております。また、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社及び株式会社日本総合研究所の3社については、当社の各社所管部担当役員が非常勤取締役に就任、社外取締役として業務執行状況の監督を行っております。

(3) 内部統制システム

当社では、健全な経営を堅持していくために、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による磐石な経営体制の構築を重要な経営課題と位置づけ、取り組んでおります。

(内部監査体制)

当社は、業務ラインから独立した監査部を設置しております。

監査部は、グループの最適経営に資するため、グループの業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、当社各部に対する内部監査を実施し、コンプライアンス体制やリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社の内部監査機能を統括し、グループ各社の内部監査実施状況のモニタリングを通じ、各社の内部管理態勢の検証を行うとともに、必要に応じてグループ各社に対する監査を実施しております。なお、グループ各社の内部監査実施状況については、今後、従来手法のモニタリングに加え、バックデータの検証やサンプルによる実査等により、監査機能を強化してまいります。

監査結果については、内部監査会議及び監査委員会に対して定例的に報告を行っております。また、監査委員会で審議が行われたのち、取締役会へ報告が行われております。

監査部は、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しております。また、監査役、監査部及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

平成18年3月末現在の監査部の人員は、23名(株式会社三井住友銀行との兼務者8名及び株式会社日本総合研究所との兼務者1名)となっております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc.(IIA))

内部監査人協会とは、内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体です。内部監査に関する理論・実務の研究を行っている他、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定を行っています。

（会計監査の状況）

当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 佐藤正典、沼野廣志、高波博之

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 17名、会計士補 16名

（コンプライアンス）

当社は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、グループ各社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しております。

取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

その他、当社では、企業としての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として、内部通報制度を設けております。本制度は、当社役職員による法令や内部規程への違反の事態について、従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、社内部署に加え外部弁護士も対応しております。

（リスク管理）

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的な考え方として、当社がグループ全体として管理すべきリスクの種類を特定したうえで「グループ全体のリスク管理の基本方針」を策定し、この基本方針に即してグループ各社が適切なリスク管理態勢の整備・実施を図るよう、当社が必要な指導及びモニタリングを行う旨を定めています。これに際し、グループ全体のリスクを総合的に管理する観点から、リスク管理に関する統括機能を有した「リスク統括部」を設置し、企画部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っております。

さらに、「グループ全体のリスク管理の基本方針」は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得るというプロセスをたどり、グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署等は、こうして承認された基本方針に基づいてリスク管理を行います。

（CSRへの取り組み）

当社は、CSRへの取り組みを強化するため、「グループCSR委員会」を設置するほか、企画部内に「グループCSR室」を設置しております。グループCSR委員会では、企画部担当役員を委員長として、社会貢献、環境活動を含む、グループ全体のCSR活動に関する事項を協議しております。

また、当社では、CSRの基本方針として、「CSRの定義」及び「CSRの共通理念」を以下のとおり定めております。

< C S R の定義 >

「事業を遂行する中で、 お客さま、 株主・市場、 社会・環境、 従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくこと」

< C S R の共通理念 = 「ビジネス・エシックス」 >

○お客様本位の徹底

私たちは、お客様に支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客様のニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客様の満足と信頼を獲得します。

○健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客様、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

○社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

○自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

○コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックス(企業倫理)を意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

(情報開示)

当社は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、財務部担当役員を委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

なお、当社は、持株会社としての「管理・検証」機能のさらなる強化、複眼化を図ることを目的に、「グループ業務管理室」の設置を決定しております。当社では、同室を持株会社の専任組織と位置づけ、同室にて当社グループのコンプライアンス、C S ・品質管理、C S R 活動等に関する業務運営の適切性を検証してまいります。

また、株式会社三井住友銀行は、コンプライアンスやC S・品質管理等に関する諸施策について審議する場として、「業務管理委員会」の設置を決定しており、客観性確保の観点から、外部有識者及び社外取締役が過半数を占める構成としております。審議結果は、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役会へ報告し、コンプライアンスやC S・品質向上の施策に反映する体制としております。

(4) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

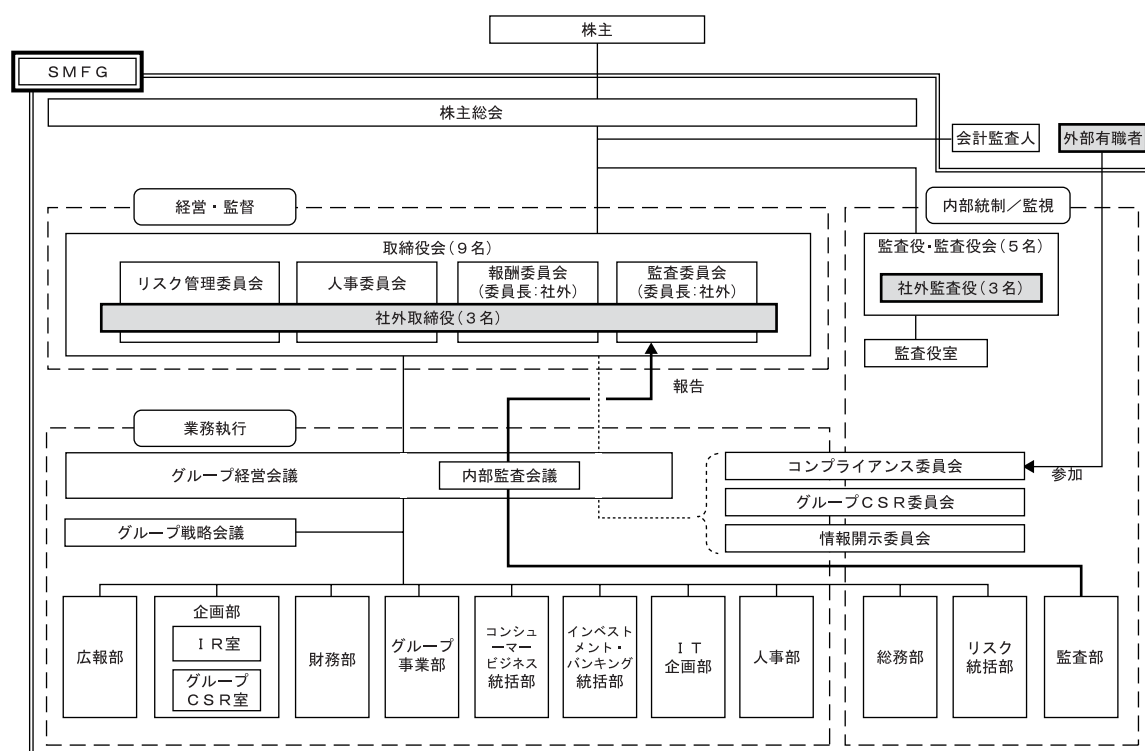
社外取締役である山内悦嗣氏は公認会計士であり、また同じく社外取締役である山川洋一郎氏は弁護士であり、ともに当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である横山禎徳氏は、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である大西勝也氏は弁護士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である荒木浩氏は東京電力株式会社の顧問であり、社外監査役である宇野郁夫氏は日本生命保険相互会社の取締役会長であります、いずれも当社との間に特別な利害関係はございません。

なお、当社グループは、東京電力株式会社及び日本生命保険相互会社と通常の営業取引がございます。



(平成18年6月末現在)

(5) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

取締役に対する報酬

111百万円

監査役に対する報酬

38百万円

(6) 監査報酬の内容

当社の会計監査人であるあずさ監査法人に対する当社及び連結子会社の報酬は、次のとおりであります。

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬
563百万円

上記以外の業務に基づく報酬
81百万円